平成２８年（フ）第３４７号
大阪府岸和田市小松里町2448番地　パレエトワール401号、前住所大阪府岸和田市中井町２丁目４番41号
債務者　野原　正司
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
石川県七尾市つつじが浜３番地21
債務者　深田　松一
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　勇輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第６１８号
名古屋市緑区西神の倉２丁目416番地　フォレストサイドＫ－Ⅲ　106号
債務者　前村　進也
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亮次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６５号
名古屋市中川区辻畑町49番地の１　サンフィオーレ201
債務者　伊藤　友寛
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森島　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６５号
宮崎市青島西２丁目４番地８　シーガルコーポ202号、前住所宮崎市中村東１丁目２番24号　シティコーポ大淀601号
債務者　西岡　康行
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５０９号
さいたま市浦和区大東３丁目34番６号
債務者　三宅稜威夫
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１０号
さいたま市浦和区大東３丁目34番６号
債務者　三宅　京子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
北海道上川郡剣淵町元町31番10―２号
債務者　貞金さゆり
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５５号
大阪府河内長野市美加の台２丁目31番１号
債務者　藤本ひとみ
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
静岡県藤枝市南駿河台３丁目12番１号　メゾンルミエールⅠ201号
債務者　西澤　貴子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６３号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目30番５号　アーバンアイランドＶ101号、旧住所神奈川県座間市ひばりが丘１丁目35番38号
債務者　小寺　正敏
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　昌人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６４号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目30番５号　アーバンアイランドＶ101号、旧住所神奈川県座間市ひばりが丘１丁目35番38号
債務者　小寺　明美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　昌人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０号
岩手県遠野市小友町10地割28番地
債務者　菊池　佳亜
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４７号
仙台市泉区上谷刈字向原３番地の２　向原市営住宅１棟201
債務者　角谷　孝子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
秋田県北秋田市栄字中綱92番地１
債務者　石上　健三
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２４号
秋田県北秋田市栄字中綱92番地１
債務者　石上　愛子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
秋田地方裁判所大館支部